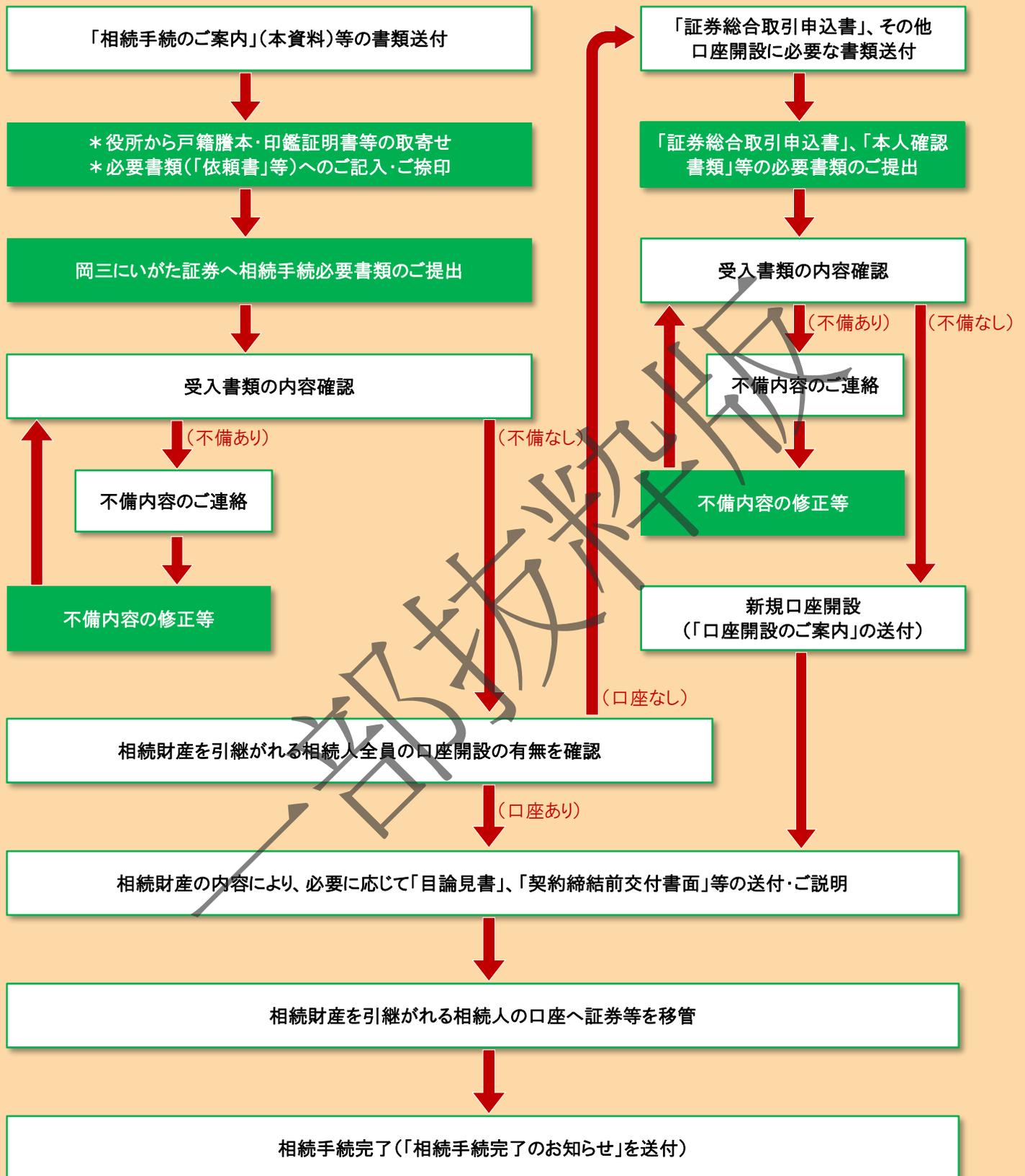


相続手続きに関するご案内

部技料出版

岡三にいがた証券株式会社

1 相続手続の主な流れ



上表の は相続人、 は当社による手続を指します。

2 法定相続人のご確認

* 法定相続人をご確認いただくと共に14ページの「相続人相関図」をご記入ください。
 なお、当社へのご提出は任意です。

被相続人に「お子様」(既に亡くなられた方を含みます)はいらっしゃいますか？

はい

いいえ

お子様の中で既に亡くなられた方は
 いらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】 配偶者とお子様
 【配偶者なし】 お子様

「ご両親」(父・母又は双方)はいらっしゃいますか？
※ご両親とも既に亡くなられている場合「祖父母」又は「曾祖父母」は？

はい

いいえ

【配偶者あり】 配偶者とご両親(祖父母)
 【配偶者なし】 ご両親(祖父母)

「亡くなられたお子様」にお子様
 (被相続人のお孫様)はいらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】 配偶者とお子様・お孫様
 【配偶者なし】 お子様・お孫様

被相続人に兄弟姉妹はいらっしゃいますか？
(既に亡くなられた方を含みます)

はい

いいえ

【配偶者あり】 配偶者のみ
 【配偶者なし】 法定相続人不存在(※)

(※)家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任を申請することになります。

「亡くなられたお子様」以外に、お子様はいらっしゃいますか？

兄弟姉妹の中で既に亡くなられた方は
 いらっしゃいますか？

いいえ

はい

【配偶者あり】 配偶者と兄弟姉妹
 【配偶者なし】 兄弟姉妹

亡くなられた兄弟姉妹の方以外に、
 兄弟姉妹はいらっしゃいますか？

いいえ

亡くなられた兄弟姉妹に、
 お子様(被相続人の甥・姪)はいらっしゃいますか？

はい

【配偶者あり】 配偶者のみ
 【配偶者なし】 法定相続人不存在(※)

【配偶者あり】 配偶者と兄弟姉妹と甥・姪
 【配偶者なし】 兄弟姉妹と甥・姪

(※)家庭裁判所に「相続財産管理人」の選任を申請することになります。

3 手続方法とご提出書類

*ご提出いただく書類は、「遺言書」の有無等により異なりますので、
以下により必要書類をご確認ください。

「遺言書」による手続き	遺言執行者がいる場合	4ページ(1)①へ
	遺言執行者がいない場合	4ページ(1)②へ
家庭裁判所の「調停調書謄本」又は「審判書謄本」による手続き		4ページ(1)③へ
「遺産分割協議書」による手続き		5ページ(2)へ
上記以外による手続き		5ページ(3)へ

用語の解説

【遺言書】

被相続人が遺産の分配方法等を一定の基準に基づき記載したもので、その効力は遺言者の死亡時に発生すると民法に定められています。

自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文・日付・氏名を自筆で記述し捺印して作成した遺言書で、家庭裁判所の検認が必要です。

公正証書遺言

遺言者の遺言内容を公証人が書き留めた遺言書であり、原本は公証役場にあり、遺言者・証人(2名以上)・公証人の署名・捺印があります。

【遺言執行者】

遺言の内容に従って遺産の分配を行う人のことであり、遺言書で指定された人、指定されていない場合は家庭裁判所に選任された人が遺言執行者となります。

【遺産分割協議書】

遺言で分割の禁止を定めた場合を除き、共同相続人は相続財産を法定相続人全員の協議で分割することができます。この協議内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

【調停調書謄本・審判書謄本】

遺産の分割協議が調わない場合、相続人により家庭裁判所に分割の請求の申立てを行います。家庭裁判所は調停を試み、不成立の場合は改めて審判を行います。

4 よくあるお問い合わせ

相続全般に関するお問い合わせ

◎被相続人とは……亡くなられた方(相続人が相続により承継する財産等の所有者)

◎法定相続人とは……法律で定められた相続人(亡くなられた方の配偶者は常に相続人となります。)

- ・第一順位 ⇒ 子供
- ・第二順位 ⇒ 父母・祖父母等(直系尊属)
- ・第三順位 ⇒ 兄弟姉妹

◎受遺者とは……遺言によって遺贈を受ける方(受遺者は、自分の意思で放棄もできます。)

◎法定相続分とは……民法で定められた法定相続人の相続分(子供や兄弟姉妹が複数いる場合は、人数で均等割りします。)
遺言書や相続人全員の合意で別の分配をすることができます。

順位	法定相続人の状況		法定相続分				
			配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹	
1	子供がいる	配偶者がいる	1/2	1/2	---	---	
		配偶者がいない	---	1	---	---	
2	子供がいない	配偶者がいる	2/3	---	1/3	---	
		配偶者がいない	---	---	1	---	
3	子供と直系尊属がいない	配偶者がいる	兄弟姉妹がいる	3/4	---	---	1/4
			兄弟姉妹がいない	1	---	---	---
		配偶者がいない	---	---	---	---	1

◎代襲相続とは……被相続人の子供が相続開始以前に死亡等により相続権を失った時に、その子供(被相続人の孫)、孫(被相続人のひ孫)等の子孫が相続すること。
兄弟姉妹の子供(被相続人の甥・姪)も代襲相続できますが、その子供(甥・姪の子供)以降は代襲相続できません。

税金に関するお問い合わせ

◎相続税とは……亡くなられた方の財産を相続等により取得した際に生じる税金であり課税価格の合計額が基礎控除額を超過する場合は、死亡日の翌日から10ヵ月以内に、亡くなられた方の所轄の税務署に相続税の申告書を提出し、相続税を納付します。

◎準確定申告とは……納税者が年の途中で死亡された場合に、その年の年初から死亡日までの所得に対して確定申告と納税をする手続きであり、相続人全員の連名で死亡日の翌日から4ヵ月以内に亡くなられた方の確定申告をします。